

# 平成21年度四国地方公共工事品質確保推進協議会 幹事会

日時：平成21年11月10日（火）

12:30～13:30

場所：ホテルパールガーデン

## 議 事 次 第

1. 開会挨拶 小池企画部長
  
2. 平成22年度に向けての対応方針（案）について
  - ①各自治体の総合評価等対応状況 . . . . P 1～P 9
  - ②四国地方工事品質推進協議会における今年度の取り組み方針（案）について . . . . P10～P14
  
3. 情報提供
  - ・四国地方公共事業発注者支援技術者登録制度等について . . . . P15～P17
  - ・H21年度 四国地方整備局 工事成績評定要領 . . . . P18～P28
  - ・ASP活用推進等について . . . . P29～P31
  - ・H21年度 四国地方整備局 総合評価方式の実施方針 . . . . P32～P50
  - ・H21年度 四国地方整備局 業務低入札対策 . . . . P51～P55
  - ・H21年度 工事関係入札手続き等に関する通達文書 . . . . P56～P63
  
4. その他
  
5. 閉会

# ①各自治体の総合評価等対応状況について

平成21年11月10日

四国地方公共事業品質確保推進協議会

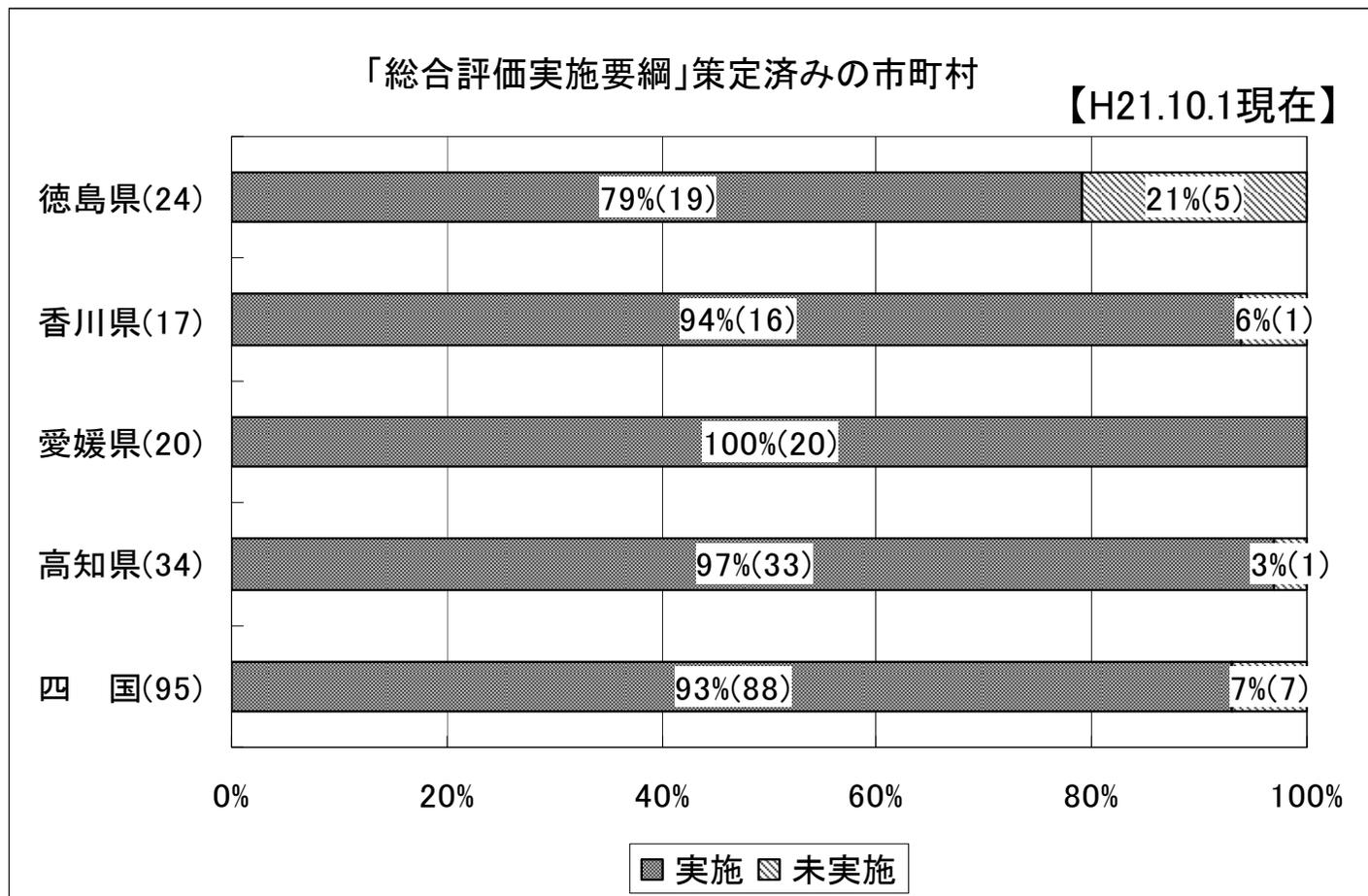
# ①各自治体における総合評価実施状況

【平成21年10月1日現在】

		各県の状況(工事件数)					市町村の総合評価の実施状況 (市町村数)						目標		
		対象工事	総合評価実施件数				平成18 年度	平成19 年度	平成20年度		平成21年度 の予定				
			平成19 年度	平成20 年度		平成21 年度			総合評価 の実施 (実施要綱 含む)	総合評価 の実施 (実施要綱 含む)	総合評価 の実施 (実施要綱 含む)	実施要綱 のみ 策定済み		総合評価 の実施 (実施要綱 含む)	実施要綱 のみ 策定済み
				実施 件数	うち 補助 件数										
徳島県 (24市町村)	県土整備部	・H19:3千万円以上全ての工 事(1千万円以上3千万円未 満でも試行) ・H20:同上 ・H21:同上	235	244	217	250	2	11	15	3	15	4	24		
	農林水産部		73	73	73	75									
香川県 (17市町村)	土木部	・H19:工種・金額・ランク等 様々なケースで試行 ・H20:5千万円以上 ・H21:3千万円以上(7百万円 以上3千万円未満も一部試 行)	42	66	61	334	—	10	15	—	15	1	17		
	農政水産部		6	23	23	83									
愛媛県 (20市町村)	土木部	・H19:土木部発注の3千万円 以上の中から試行 ・H20:土木部発注の5千万円 以上(他部局も試行) ・H21:3千万円以上	39	212	187	355	1	14	15	4	18	2	20		
	農林水産部		0	17	17	85									
高知県 (34市町村)	土木部	・H19:7.5千万円以上(2.5千 万円以上も試行) ・H20:5千万円以上(1千万 円以上も試行) ・H21:5千万円以上(1千万円 以上も試行)	87	152	152	149	—	12	14	18	20	13	34		
	農業振興部		3	4	4	10									
市町村合計 (95市町村)		件数(市町村数)					3市町村 (3/96)	47市町村 (47/95)	59	25	68	20	95		
		実施率					3%	49%	88%	26%	72%	21%	100%		

## ◆総合評価実施状況(市町村)

- ・総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価方式での発注が実施できる状況にある市町村は四国全体の93%まで拡大。
- ・公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価方式での発注がなされるよう推進されたい。





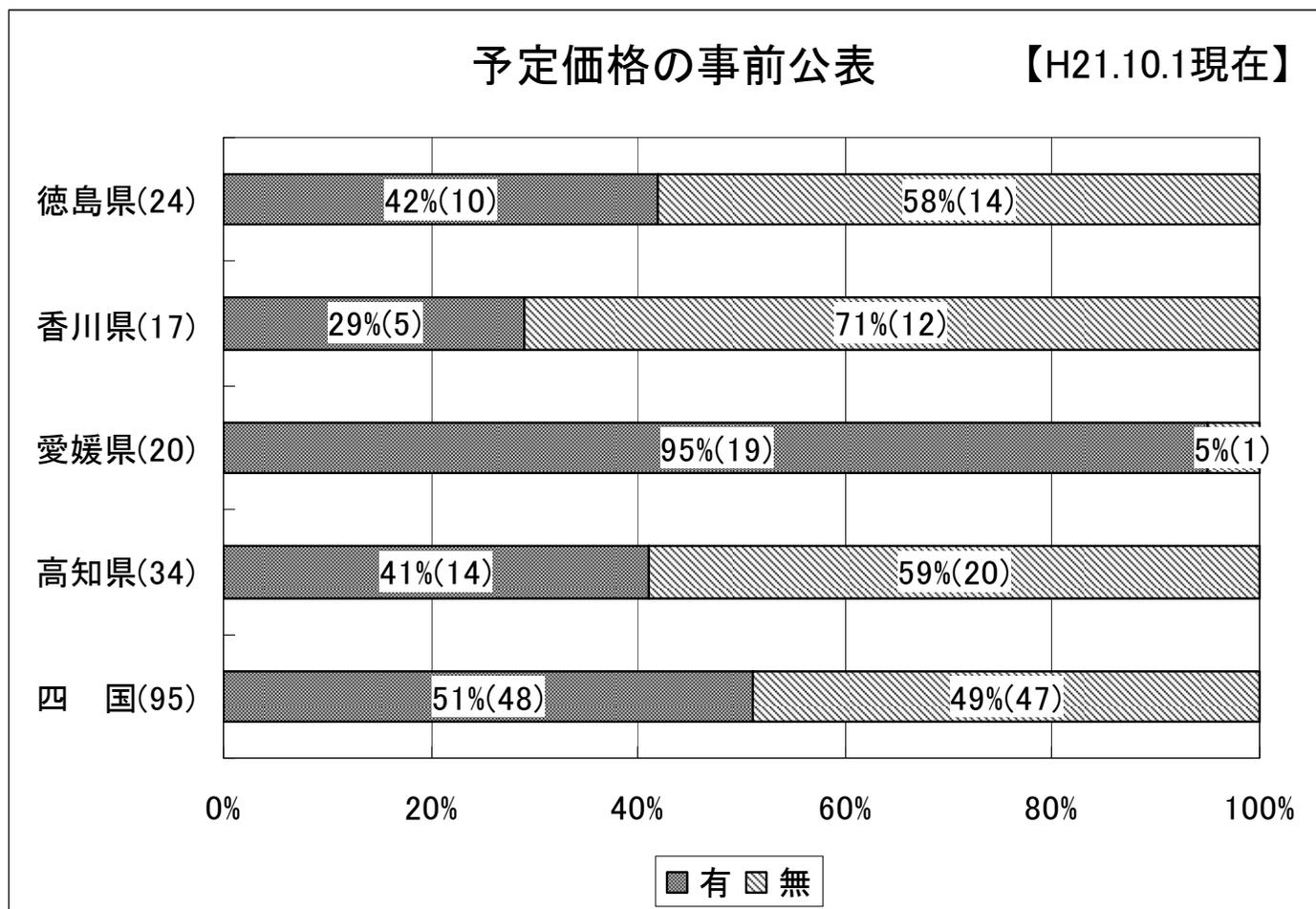
## ② 予定価格等の事前公表状況(市町村)

【平成21年10月1日現在】

県名	市町村数	最低制限価格の設定				低価格入札調査制度								予定価格の事前公表の有	
						調査基準価格の設定				失格基準の設定					
		有		事前公表の有		有		事前公表の有		有		事前公表の有			
		市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率
徳島県	24	21	88%	4	17%	1	4%	0	0%	1	4%	0	0%	10	42%
香川県	17	12	71%	0	0%	7	41%	0	0%	6	35%	2	12%	5	29%
愛媛県	20	11	55%	0	0%	19	95%	3	15%	15	75%	0	0%	19	95%
高知県	34	33	97%	5	15%	5	15%	1	3%	7	21%	0	0%	14	41%
計	95	77	81%	9	9%	32	34%	4	4%	29	31%	2	2%	48	51%

## ◆ 予定価格の事前公表状況（市町村）

- ・ 予定価格の事前公表は、未だ四国全体における51%の市町村でなされている状況。
- ・ 予定価格等の事前公表については、積算能力のない業者の参入を助長するなどの理由から、順次事後公表に移行いただきたい。



### ③CORINS／TECRIS／JCIS検索システム利用状況

- ・各種検索システムは、平成21年10月1日現在で四国管内64%の市町村に利用されている状況。
- ・品確法への適切な対応に資する各種検索システムについて、利用推進を図っていただきたい。

【平成21年10月1日現在】

#### 【市の利用状況】

利用機関計	34
市合計	38
利用割合	89.5%

#### 【四国全体】

利用機関計	61
市町村合計	95
利用割合	64.2%

# <参考>CORINS/TECRIS/JCIS検索システム利用状況

## ◆徳島県

団体名	人口	DB利用	導入年月	義務付
徳島市	264,584	JCIS/T	H17.02	C
阿南市	76,194	JCIS	H20.05	C
鳴門市	61,701	C	H14.11	C
吉野川市	44,303	C/T	H21.06	C/T
小松島市	40,844	C	H19.02	C
阿波市	39,563	試用	H21.06	C
美馬市	32,878	C/T	H20.04	—
藍住町	33,018			C
三好市	31,084			C/T
石井町	25,839			—
北島町	21,600			—
松茂町	15,173	C	H21.05	C
東みよし町	15,066			C/T
板野町	14,284			C/T
上板町	12,923			C
つるぎ町	10,714			C/T
海陽町	10,657			—
那賀町	9,661	C	H20.11	C/T
美波町	8,000	試用 ※	H19.06	C/T
神山町	6,107			C/T
勝浦町	5,850			C/T
牟岐町	4,936	C	H21.04	—
佐那河内村	2,657	C	H21.07	C/T
上勝町	1,809			C/T

利用機関計 11/24      利用率 45.8%

## ◆香川県

団体名	人口	DB利用	導入年月	義務付
高松市	418,895	JCIS/T	H14.05	C
丸亀市	110,775	C	H20.04	C
三豊市	69,134	C/T	H19.09	C/T
観音寺市	63,379	JCIS/T	H18.11	C/T
坂出市	56,148	C/T	H20.04	—
さぬき市	53,939	C/T	H15.04	C
善通寺市	34,765	JCIS	H14.07	C
東かがわ市	34,036	試用	H21.05	C
三木町	28,463	試用 ※	H17.04	—
綾川町	25,051	試用	H21.06	C
多度津町	23,526	C	H20.07	C
まんのう町	19,313	試用	(導入前)	C
宇多津町	18,143	試用 ※	H19.07	C
小豆島町	16,222			—
土庄町	15,308			—
琴平町	10,071	C	H21.07	C
直島町	3,396			—

利用機関計 12/17      利用率 70.6%

# <参考>CORINS/TECRIS/JCIS検索システム利用状況

## ◆愛媛県

団体名	人口	DB利用	導入年月	義務付
松山市	515,728	JCIS/T	H13.04	C/T
今治市	168,818	C	H15.06	C/T
新居浜市	122,753	C	H19.05	C/T
西条市	111,732	C/T	H15.05	C
四国中央市	90,745	C	H18.10	C
宇和島市	84,752	C/T	H18.10	C/T
大洲市	48,224			C
西予市	42,440	C/T	H17.09	C/T
八幡浜市	38,940	C/T	H20.04	C
伊予市	38,476	C	H21.05	C
東温市	35,484	C	H20.08	C/T
松前町	30,559	C/T	H20.04	C/T
愛南町	24,410	C	H20.10	C/T
砥部町	22,220			C/T
内子町	18,306			—
鬼北町	11,765	C/T	H20.05	—
伊方町	10,963	JCIS/T	H17.11	—
久万高原町	9,882			C/T
上島町	7,477	C/T	H18.07	C/T
松野町	4,347			C

利用機関計 15/20      利用率 75.0%

## ◆高知県

団体名	人口	DB利用	導入年月	義務付
高知市	340,921	JCIS	H16.10	C
南国市	49,926	C	H20.04	C/T
四万十市	36,519	C	H21.04	C/T
香南市	33,770	JCIS/C/T	H20.05	—
土佐市	29,308	C/T	H20.12	C/T
香美市	28,529	C	H21.10	C/T
いの町	26,883	C	H19.05	C/T
須崎市	25,165	C/T	H19.04	C/T
宿毛市	23,250			C/T
安芸市	20,054			C/T
四万十町	20,017	C	H20.01	—
室戸市	16,887	C	H19.10	C
土佐清水市	16,889	C	H20.10	C/T
佐川町	14,352			C/T
黒潮町	13,405	C/T	H18.12	C/T
中土佐町	8,201	C/T	H21.05	C/T
仁淀川町	7,070	試用	(導入前)	C/T
津野町	6,840	C	H20.04	C/T
越知町	6,730	試用	H21.04	C/T
大月町	6,343	C	H21.04	C/T
日高村	5,849			C/T
大豊町	5,126			C
土佐町	4,510	C/T	H20.02	C/T
芸西村	4,085			C/T
本山町	4,022	C/T	H21.06	C
椿原町	3,988	C/T	H20.04	C/T
奈半利町	3,735			C
東洋町	3,199	C	H20.05	—
安田町	3,187			C/T
田野町	3,077			C/T
三原村	1,809			C/T
北川村	1,489	C	H21.04	C/T
馬路村	1,051	C/T	H19.04	C
大川村	471	試用※	H19.11	C/T

利用機関計 23/34      利用率 67.6%

②四国地方公共事業品質確保推進協議会における  
今年度の取り組み方針(案)について

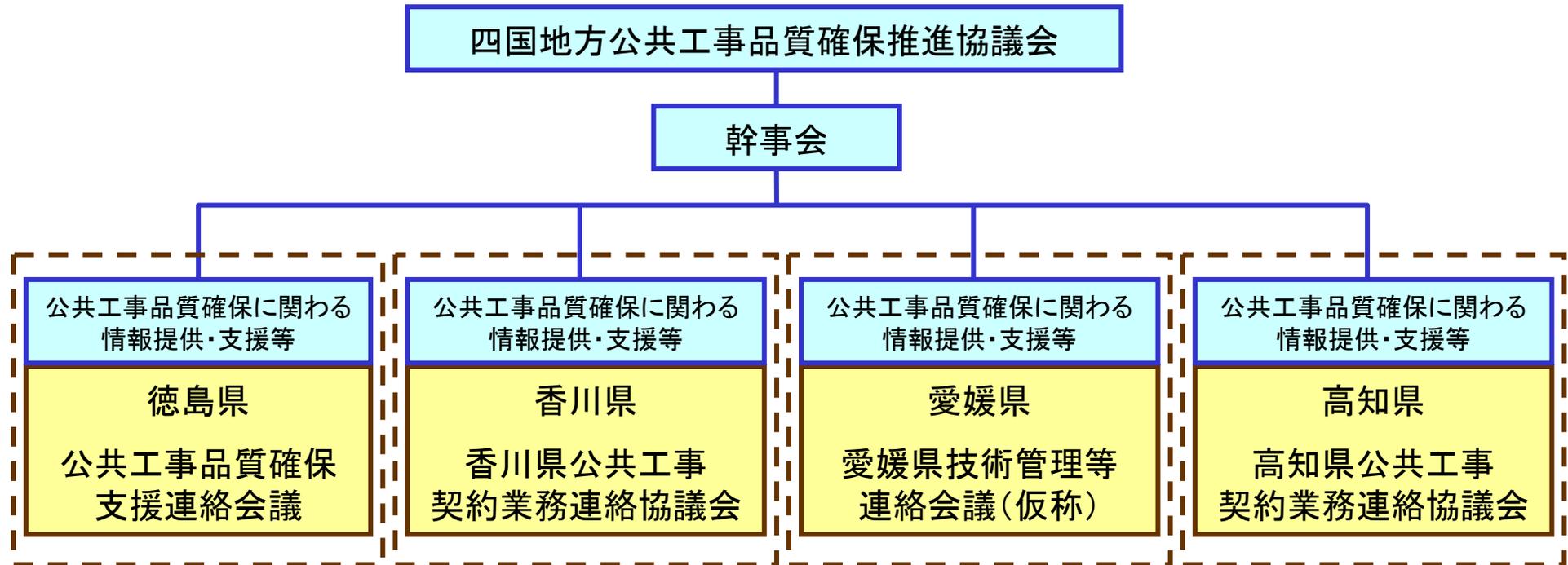
平成21年11月10日

四国地方公共事業品質確保推進協議会

# ①4県の既存協議会等を活用した取り組み(案)について

◆更なる公共工事の品質確保推進を図るため、各県単位で情報提供・支援等が行える仕組みを構築したい。

- ・H22年度より、「四国地方公共工事品質確保推進協議会」として、各県における既存協議会等の場に参加させていただき、公共工事品質確保推進に関する情報提供・支援等を行う計画とする。
- ・H21年度は、H22年度からの実施に向けた準備を行う。



\*「各県の既存協議会等の中にオブザーバー的位置付けで入る」、あるいは「既存協議会等とは別枠で同日に合わせて開催する」等、具体的な仕組みは今後調整。

## ②自治体支援について

H21年度の取り組みとして、以下の要領で『自治体支援』を行いたい。

◆自治体支援として、【工事検査・成績評定の臨場】を行う。

◆目的および内容

- ・検査を担当する自治体職員を対象に、実際に国土交通省の工事検査（書面及び現地）に臨場してもらい、検査の手順、検査のポイント等を習得する。
- ・同一工事において、国土交通省と自治体の検査官が成績評定を行うとともに、その評定結果について意見交換を行い、成績評定のポイントを習得する。

◆実施予定時期

H21年12月～H22年2月 \* 各県、市町村の意向を受け、随時実施。

この支援実施の結果と、自治体の意見・要望を踏まえ、『H22実施計画(案)』を作成。

## <参考>自治体支援について

◆平成17年度以降、四国管内自治体に対して以下のような支援活動を実施している。

①品確法・総合評価方式の周知、広報等

- ・市町村首町へのキャラバン活動
- ・自治体職員への説明会開催 など

②監督・検査技術のスキルアップ

- ・検査臨場
- ・整備局研修への地方公共団体職員の参加拡大 など

### ◆検査臨場実施状況

・H17. 7. 7	高知県	7名
・H17. 7.13	愛媛県、松山市	10名
・H17.10.13	香川県、高松市、善通寺市、東かがわ市	11名
・H17.11.10	宇和島地方局、愛南土木事務所	4名
・H18. 1. 6	徳島県	5名
・H18. 3.27	四国中央市	4名

# 今後のスケジュール(案)

◆H21. 11. 10

H21年度 四国地方工事品質推進協議会 幹事会 開催

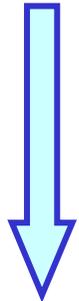
・H22年度より、本協議会として4県の既存協議会等を活用した取り組みを行い、更なる品質確保の推進を図ることについて合意。



◆H21. 12末

各県の既存協議会等に参入する、具体的な仕組みの確定

・各県の意向を確認・調整し、本協議会が既存協議会に参入できる仕組みについて確定する。



自治体支援【工事検査・成績評定の臨場】

H21年12月～H22年2月

◆H22. 3末

H22年度における本協議会としての実施計画(案)を策定

・各自治体の意見・要望等を確認の上、H22年度に各県単位で実施する具体的な支援の内容、実施時期等について定め、「H22年度 実施計画(案)」を作成する。



◆H22. 5末

H22年度 四国地方工事品質推進協議会 開催(予定)

・H22年度における、協議会としての取り組みについて確認。

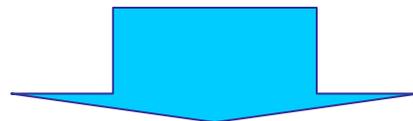
# 四国地方公共工事発注者支援技術者 登録制度等について

平成21年11月10日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

## 「四国地方公共工事発注者支援技術者」登録制度

- ・四国地方公共工事品質確保推進協議会では、公共工事の発注関係事務（技術審査、積算、設計・調査、施工管理、検査）の支援を目的とした「**四国地方公共工事発注者支援技術者**」登録制度を設けています。
- ・平成21年度10月末現在で、1,607名の当該技術者登録を行っています。



- ・「**公共工事品質確保技術者**」資格制度の**全国統一**に伴い、平成23年度末をもって四国地方公共工事発注者支援技術者登録制度は廃止となります。
- ・平成21年度からは、新規登録を廃止し、更新登録のみを行います。

# 「公共工事品質確保技術者」資格制度【全国统一制度】

平成17年4月より施工された『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第15条第1項及び第3項の定めに基づき、各地方整備局等では発注者支援業務に携わることができる技術者等の認定を行ってきましたが、平成21年度より『公共工事品質確保技術者資格制度』として全国统一を行うこととなりました。

## ■ 公共工事品質確保技術者資格制度の概要

### 1. 資格及び対象業務

資格	業務内容	総合評価落札方式 の審査等	発注関係事務			
			設計積算補助	技術審査補助	監督補助	検査補助
公共工事品質確保技術者(Ⅰ)		○	○	○	○	○
公共工事品質確保技術者(Ⅱ)		—	○	○	○	○

### 2. 受験資格要件

区分		受験資格要件	品確技術者(Ⅰ)	品確技術者(Ⅱ)
A要件	発注関係事務に関する経験の要件	ア) 公共工事の発注機関において発注関係事務に指導的立場で5年以上の経験 イ) 建設コンサルタント等における公共工事の設計、積算、監督、検査、技術審査業務の管理技術者として5年以上の経験又は担当技術者として12年以上の経験 ウ) 建設業許可業者における公共工事の主任技術者又は監理技術者として5年以上の経験	1項目以上該当	1項目以上該当
B要件	品質確保に関する経験の要件	ア) 公共工事の発注機関において総合評価落札方式に係る審査業務に指導的立場で2年以上の経験 イ) 建設コンサルタント等における公共工事の総合評価落札方式に係る技術審査業務又はCM業務の管理技術者として2年以上の経験又は当該管理技術者を指導する立場で2年以上の経験 ウ) 建設業許可業者において総合評価落札方式により発注された公共工事の監理技術者として2年以上の経験又は当該監理技術者を指導する立場で2年以上の経験 エ) 品確技術者(Ⅱ)の認定を受けた者であって、要件Bのア)～イ)に掲げるいずれかを1年以上経験 オ) 公共工事の発注機関における総合評価落札方式に係る委員会の外部委員として委託期間が1年以上	1項目以上該当	不要

# H21年度 四国地方整備局 工事成績評定要領について

平成21年11月10日

四国地方整備局 企画部 技術管理課

# 1) 技術提案履行の確認評価

## 現状

- 当初要領を策定した平成13年度当時と比べて、総合評価落札方式が普及しているところ。
- 現在は技術提案に不履行があった際に評価の減点を行っているところであるが、次回の入札などへの活用を考えると、より柔軟に活用できるよう履行状況を纏めたデータベースとして整理することが望まれる。

## 見直し

- 検査時に技術提案の履行の確認評価を行う項目を追加。  
(工事成績100点の外枠評価)
- 確認評価は総括技術評価官が行う。
- “履行”・“不履行”の2段階で評価。
- 評価結果は、競争参加資格時の技術評価や入札時の総合評価に活用することが可能。

※ 技術提案を履行したことに対して評価することによりインセンティブを与えるよう業界団体からの要望もある。ただし、提案は入札時に有利となるよう評価しており、契約事項であることから、その履行をもって他の工事よりも高い評価を行うことは不合理であるため、成績評価の内枠として評価することはしない。

※ “履行”を2段階に、または“不履行”を2段階に、といった3段階・4段階の案も考えられるが、①一般的な区切りを設定することが困難、②“履行”を2段階にすると提案以上の行為を過剰に促進しかねない、③定性的な提案であった場合に判断が困難、であるといった理由から2段階とする。

## 2)「高度技術」の見直し(「工事特性」に変更)

### 現状

- 都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、その履行が的確に行われた場合により積極的に評価できるようにすることが望まれる。

### 見直し

- 評価対象項目の記述の見直し  
特異な技術といった観点ではなく、施工困難等の工事特性への対応が図られた工事を評価する観点から記述を見直し。
- 新技術等活用関係の評価を創意工夫への移行  
新技術等活用関係については、当該工事に採用するか否かは請負者の判断によるものであり、その評価については、創意工夫の項目での評価が適切であることから創意工夫へ移行。
- 名称の変更  
都市部での工事や期間が長い工事、維持工事は必ずしも高度な技術のみが求められるものではなく、適正な施工を継続的に行っていることなども評価する必要があることから、名称を「工事特性」に変更。
- 評定者の変更  
当該項目は、他の工事と対比して評定することが必要であり、より広い視野から判断することができるよう、評定者を主任技術評価官(出張所長等)から総括技術評価官(事務所長)へ変更。

### 3) 評定段階の細分化

#### 現状

一部の審査項目(社会性、出来形、品質)に関して、これまでの5段階評価(又は3段階評価)では、一段階評価が違ふことによる評定点の差異が大きく、特定の評価に偏り、技術力の差異を表現することが十分ではなかつた。

#### 見直し

評価段階を細分化し、きめ細かな評価を行えるように変更。

##### <技術検査官>

「出来形」、「品質」: 5段階→7段階評価に変更

##### <総括技術評価官>

「社会性等(地域への貢献等)」: 3段階→5段階評価に変更

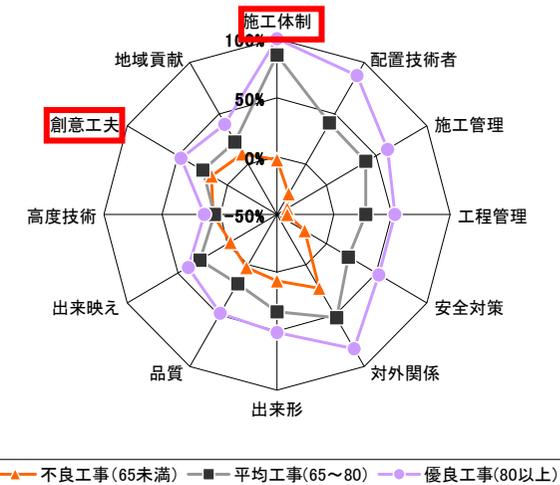
## 4) 評点配分の見直し

### 現状

評価が特定の段階に偏り、工事の峻別に有効に機能していない項目がある。

(ex. 施工体制)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨の浸透に伴い、適正な施工体制の確保が一般化したことにより、多くの工事がほぼ満点を獲得しており、バラツキが少なくなっている。



成績区分別平均得点率  
(基礎点65点相当を除く, 一般土木)

### 見直し

バラツキが少なく峻別が困難な考査項目の配点を減じ、バラツキの大きい考査項目の配点を増やす。

#### ○主任技術評価官

- 【減】「施工体制(施工体制一般)」
- 【増】「施工管理」、「出来形」、「品質」

#### ○総括技術評価官

- 【減】「工程管理」、「安全対策」
- 【増】「工事特性(高度技術)」

## 5) 評価対象項目の記載の見直し

### 現状

- 一部の項目について、複数の評価者が評価することとなっているが、評価対象項目が同一の記載となっている。本来、日々の現場の状況を把握している主任技術評価官と工事完成時点での状況を把握する技術検査官とは、同一評価項目であっても評価の視点が異なるはずである。
- 考査項目によっては、履行することが当たり前となっている評価対象項目の割合が多く、技術力の差異が評定点に十分反映できないものもあった。

### 見直し

- 各評価者の視点を明確化し、異なる視点からの判断を評点に反映しやすくなるよう評価対象項目の記述を見直し。
- 企業の技術力によって評価が分かれるような評価対象項目を追加、または既存の評価対象項目の記述を見直し。

# <参考>工事成績採点表の見直し

①	技術提案履行状況の評価	成績評定の外枠として、技術提案の履行状況に対する評価項目(履行又は不履行)を新規に設定。
②	名称の適正化	従来、「高度技術」と称していた審査項目について、必ずしも高度な技術のみを評価しているものではない(例えば、適正な施工を継続的に行っていることも評価している。)実態を踏まえて「工事特性」に名称を変更。
	評定者の変更	より広い視野からの判断が望まれることから、評定者を主任技術評価官から総括技術評価官に変更。
	施工が困難な工事に対するより高い評価の付与	都市部や長期にわたる工事、維持工事に対する取り組み状況をより積極的に評価できるよう記載を見直し。
③	細やかな評価のための評価段階の細分化	これまでの5段階評価では、一部の審査項目において、一段階評価が異なることによる評定の差異が大きく、特定の段階に偏る傾向が見受けられたため、7段階評価とすることにより、評定の幅を拡大し、技術力の差異を表現。(総括技術評価官:地域への貢献、技術検査官:出来形、品質)
④	企業の技術力の差異を一層得点化できるよう配点を見直し	履行することが極めて一般的となり、得点の差異が生じない項目の配点を減じ、品質や出来形など、企業による技術力の差異が生じやすい項目の配点を高めることにより、企業の技術力の違いによる得点の差異を明確に表現。

24

工事名		契約金額(最終)		工期		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		完成年月日		平成 年 月 日		注*) 細目別有効配点: 配点から基礎点 (65/100点に相当) を除いた値																														
請負者名		主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)					細目別* 有効配点															
審査項目		氏名					氏名 ③					氏名 ③					氏名					氏名 ③					氏名 ③					現行	改訂									
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	現行	改訂						
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																													0.6	0.4						
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																													1.2	1.2						
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15								2.6	3.6
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15																								2.4	2.0						
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15																								3.8	2.6						
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												0.8	0.8							
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	4.8	5.6						
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	6.8	8.0						
	III. 出来ばえ													+5.0	+2.5	0	-5		+5.0	+2.5	0	-5		+5.0	+2.5	0	-5									2.0	2.0					
② 4. 工事特性	I. 施工条件等への対応																																			4.0						
5. 創意工夫	I. 創意工夫	+7.0				0																													2.8	2.8						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																								2.0	2.0						
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . . . 点					± . . . 点					± . . . 点					± . . . 点					± . . . 点					35点	35点														
評定点(65点±加減点合計)		① . . . 点					② . . . 点					③ . . . 点					③ . . . 点					④ . . . 点																				
7. 評定点計		_____点 ○既済部分(中間)検査があった場合:(① _____点×0.4+② _____点×0.2+③ _____点×0.2+④ _____点×0.2)= _____点 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合には平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合:(① _____点×0.4+② _____点×0.2+④ _____点×0.4)= _____点																																								
8. 法令遵守等		_____点																																								
9. 評定点合計		_____点 ○7.評定点合計( _____点)-8.法令遵守等( _____点) = _____点																																								
① 10. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認	履行 不履行 対象外																																								

# <参考>運用表の見直し例

## 【曖昧な表現】

【配置技術者(曖昧な表現の明確化)】

現 行	
<input type="checkbox"/>	契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
<input type="checkbox"/>	設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は、適切に対応している。
<input type="checkbox"/>	作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。

見 直 し 例	
<input type="checkbox"/>	契約書、設計図書、 <b>適用すべき諸基準、施工管理基準を理解し</b> 、現場に反映して工事を行っている。
<input type="checkbox"/>	設計図書と現場との相違があった場合は <b>監督職員と協議する等必要な対応を行っている。</b>
<input type="checkbox"/>	当該工事の施工条件(作業環境、気象、地質条件等)の中で、 <b>施工上の課題となる事項の対応が図られている。</b>

## 【各評価者の視点の明確化】

現 行	
<input type="checkbox"/>	施工計画書と現場施工方法が一致している。
<input type="checkbox"/>	立会確認の手続きが事前になされている。
<input type="checkbox"/>	工事記録の整備が適時、的確になされている。
<input type="checkbox"/>	建設廃棄物及びびりサイクルへの取り組みが適切にされている。

主任技術評価官：日常的な視点からの評価対象項目とする

技術検査官：工事全体にわたる視点からの評価対象項目とする

技術検査官(見直し例)	
<input type="checkbox"/>	工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが <b>確認できる。</b>
<input type="checkbox"/>	立会確認の手続きを事前に行っていることが <b>確認できる。</b>
<input type="checkbox"/>	建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが <b>確認できる。</b>
<input type="checkbox"/>	工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが <b>確認できる。</b>

## 【高度技術に関する評価項目の整理・統合】

<input type="checkbox"/>	■施工規模の大きさへの対応 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 2.その他 理由:
<input type="checkbox"/>	■構造物固有の難しさへの対応 3.対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む) 4.既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 5.その他 理由:
<input type="checkbox"/>	■技術固有の難しさへの対応 6.NETIS登録技術のうち試行技術を活用した場合 7.活用した試行技術が「小業種優良技術」、もしくは当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合 8.NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち「有用とされる技術」を活用した場合 9.NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち「有用とされる技術」以外を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合 10.NETIS登録技術以外の新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 11.工種及び工法の特異性 12.その他 理由:
<input type="checkbox"/>	■厳しい自然・地盤条件への対応 13.湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 14.軟弱地盤、支持地盤の状況 15.河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 16.雨・雪・風・気温・波浪等の影響 17.地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 18.その他 理由:
<input type="checkbox"/>	■厳しい周辺環境等、社会条件への対応 19.地中埋設物等の地中内の作業障害物 20.工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架線・建築物等の近接物 21.周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 22.周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 23.生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、除雪工下高架下等の作業スペース制約 24.現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 25.騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 26.その他 理由:
<input type="checkbox"/>	■施工現場での対応 27.災害等での臨機応変 28.施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 29.その他 理由:
<input type="checkbox"/>	■その他 30.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由:

【現行】

【改定案】

### 【見直しの考え方】

以下により、従来の特殊な技術の評価から、より幅広い「工事特性」を対象とし、より評価しやすくする。

- 「高度技術」から「工事特性」への名称変更
- 評価対象のグループ及びキーワードの整理・統合
- 各グループ内で当該キーワードが1項目でもあれば加点する
- ・Ⅰ、Ⅲについては4点
- ・Ⅱ、Ⅳについては6点加点
- 最大で20点とする。

### 評価項目

<b>Ⅰ 構造物の特殊性への対応</b>	<input type="checkbox"/> 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 <input type="checkbox"/> 2.対象構造物の形状の複雑さ等に伴う煩雑な施工条件変化への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 3.その他
<b>Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</b>	<input type="checkbox"/> 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6.周辺住民等に対する騒音・振動に特に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 7.現道での交通規制に大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8.緊急時に対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/> 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10.その他
<b>Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応</b>	<input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 <input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 15.その他
<b>Ⅳ 長期工事における安全確保への対応</b>	<input type="checkbox"/> 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 <input type="checkbox"/> 17.その他

# <参考> 評点配分の見直し

項目	細別	現 行					見 直 し						
		①主任技術評価官	②総括技術評価官	④技術検査官 (完成)	有効配点	配点	①主任技術評価官	②総括技術評価官	④技術検査官 (完成)	有効配点	評定点		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(1.5) \times 0.4 + 2.6 =$ 点			0.6点	3.2点	$(1.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			0.4点	3.3点		
	II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4 + 2.6 =$ 点			1.2点	3.8点	$(3.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			1.2点	4.1点		
2. 施工状況	I. 施工管理	$(1.5) \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	2.6点	11.7点	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	3.6点	13.0点		
	II. 工程管理	$(1.0) \times 0.4 + 2.6 =$ 点	$(10) \times 0.2 + 4.3 =$ 点		2.4点	9.3点	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$(2.0) \times 0.2 + 3.2 =$ 点		2.0点	8.1点		
	III. 安全対策	$(2.0) \times 0.4 + 2.6 =$ 点	$(15) \times 0.2 + 4.3 =$ 点		3.8点	10.7点	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$(3.0) \times 0.2 + 3.3 =$ 点		2.6点	8.8点		
	IV. 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.6 =$ 点			0.8点	3.4点	$(2.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			0.8点	3.7点		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(2.0) \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$(10) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	4.8点	13.9点	$(4.0) \times 0.4 + 2.8 =$ 点		$(10) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	5.6点	14.9点		
	II. 品質	$(2.0) \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$(15) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	6.8点	15.9点	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$(15) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.0点	17.4点		
	III. 出来映え			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	2.0点	8.5点			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	2.0点	8.5点		
4. 高度技術	I. 高度技術力	$(13) \times 0.4 + 2.6 =$ 点			5.2点	7.8点		$(20) \times 0.2 + 3.3 =$ 点		4.0点	7.3点		
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(7.0) \times 0.4 + 2.6 =$ 点			2.8点	5.4点	$(7.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			2.8点	5.7点		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(10) \times 0.2 + 4.4 =$ 点		2.0点	6.4点		$(10) \times 0.2 + 3.2 =$ 点		2.0点	5.2点		
		加算点計=35点	加算点計=35点	加算点計=35点	35点	評定点合計	100点	加算点計=35点	加算点計=35点	加算点計=35点	35点	評定点合計	100点

赤字: 配点減、青字: 配点増

# <参考> 評価の細分化

- 評価対象項目の少ない評価者における評価区分(a評価、b評価)間における配点の細分化を行いより評価者の実感にあった評価となるよう見直しを行う
- a,b,c評価間の点数差が大きな事項(5点差以上)についてa'、b'を設置し、7段階評価とする  
(対象項目: 出来形, 品質, 地域への貢献等)

工事名		契約金額(最終)																																
請負者名		工期					平成 年 月 日から					平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日												
審査項目	細別	主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+20.0					0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0				0																												
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点					± . 点												
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点					⑤ . 点												
評定点計		_____点 ○既済部分(中間)検査があった場合: ① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2 = _____点 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合には平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合: ① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4 = _____点																																
7. 法令遵守等 ※7		_____点																																
評定点合計 ※8		_____点 ○評定点計( _____点) - 法令遵守等( _____点) = _____点																																
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外																											
所見 ※5		(主任技術評価官)					(総括技術評価官)										(技術検査官)																	

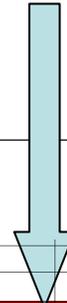
# <参考>d、e評価について

## 現状

II. 工程管理	a	b	c	d	e
	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 <input type="checkbox"/> 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的にを行い円滑な工事進捗を行った。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 工程表の内容が検討され充実している。 <input type="checkbox"/> 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。 <input type="checkbox"/> 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 <input type="checkbox"/> その他（理由： _____）			<input type="checkbox"/> 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） 上記該当あれば・・・e  <input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば・・・d	
	該当項目が90%程度以上・・・ a 該当項目が80%～90%程度・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・ d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			

## 見直し

II. 工程管理	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他（理由： _____）			<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。  <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
	●判断基準 評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が80%未満・・・ c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			



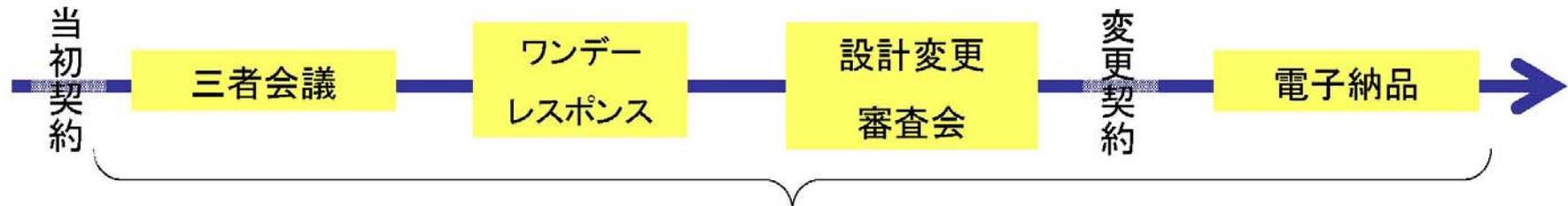
# ASP活用推進等について

平成21年11月10日

四国地方整備局 企画部 技術管理課

# 1 コミュニケーション円滑化WG トータルプロセスの効率化

受発注者間の適切な情報共有、書類の簡素化につながる「ASP※」の導入により、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更審査会」などの取り組みの円滑化を支援。



**トータルプロセスを情報共有システム（建設系ASP※）で効率的に実施**

スケジュールの共有	工事書類の作成・提出・検索・閲覧
掲示板（協議内容の共有）	ワークフロー（決裁迅速化、明確化）
ファイルの一括管理	電子納品データの作成支援

- 工事書類のやりとりの効率化
- 意思決定過程の明確化
- 電子納品の編集の円滑化
- 新しい現場関係の再構築

※ ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)

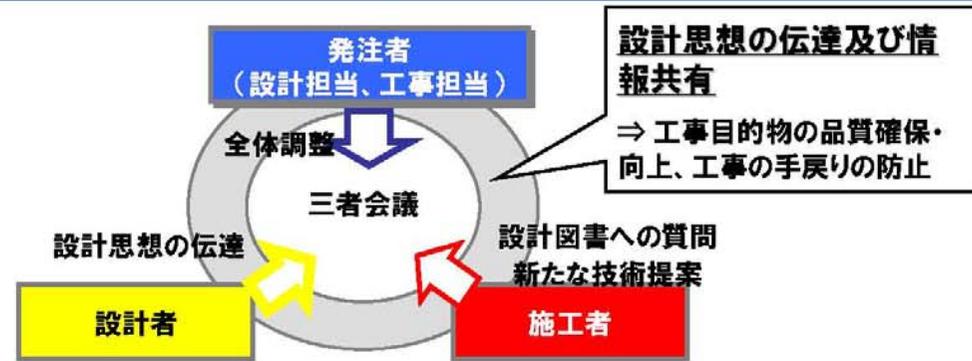
公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能（ワークフロー）、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

◆電子納品関連URL: [http://www.cals-ed.go.jp/index\\_dl\\_rev20\\_taiou.htm](http://www.cals-ed.go.jp/index_dl_rev20_taiou.htm)

# 1 コミュニケーション円滑化WG トータルプロセスの効率化

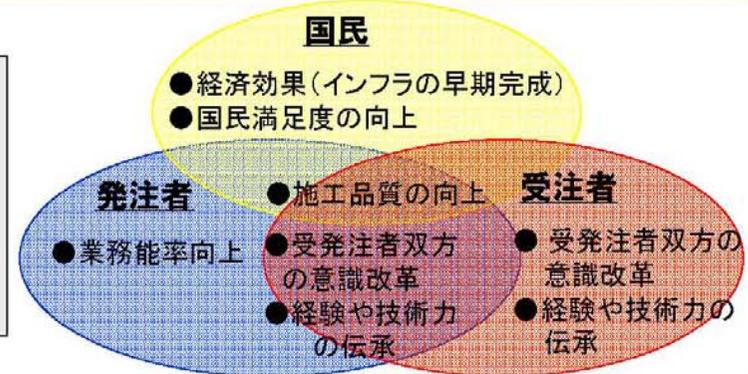
## 三者会議

- 【H17年度】全国での試行を開始
- 【H19年度】構造物が主体の工事を対象に、可能な限り三者会議を実施（約1,500件実施）
- 【H20年度】2,000件程度の工事で実施。
- 【H21年度】さらに対象を拡大。→2倍程度



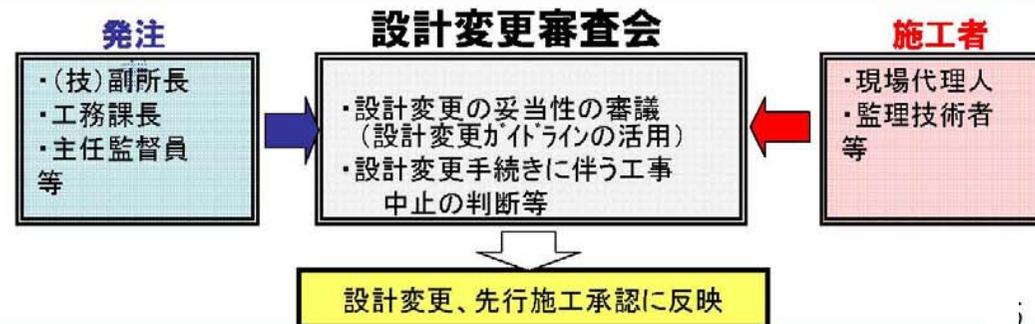
## ワンデーレスポンス

- 【H18年度】北海道で15件の試行工事を実施
- 【H19年度】全国の直轄工事で約2,500件以上で実施、フォローアップ
- 【H20年度】フォローアップ結果を踏まえさらに対象工事を拡大約5,000件以上で実施(12月末現在)
- 【H21年度】全直轄工事で実施



## 設計変更審査会

- 【H17年度】関東地方整備局において試行。
- 【H20年度】全ての整備局等で設置。
- 【H21年度】対象拡大など運用の改善。→受注者に対するアンケートの実施



# H21年度 四国地方整備局 総合評価方式の実施方針について

平成21年11月10日

四国地方整備局 企画部 技術管理課

# 四国地方整備局のH21年度総合評価方式の実施方針改定概要

～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H21.4.1より適用)

## ○簡易型、標準型の改定

・簡易型は、『簡易な施工計画』として、「施工上配慮すべき事項」について1項目のみ求める。

提案枚数はA4用紙1枚に限定。

・従来の標準型に加え、加算点合計30点のうち技術提案の加算点を10点とした標準型(Ⅱ型)を設定。

## ○競争参加資格の一部見直し

・基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。

## ○評価項目の変更

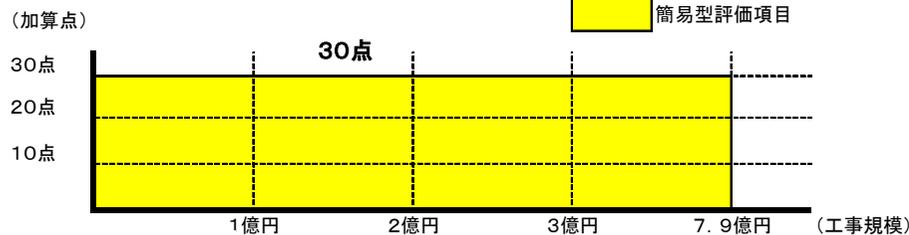
・「低入札工事に対する評価」を削除。(H19は「0点～-30点」)

## ○平成21年4月1日以降に契約する工事に適用

### ●簡易型

### 【工事規模と加算点の関係】

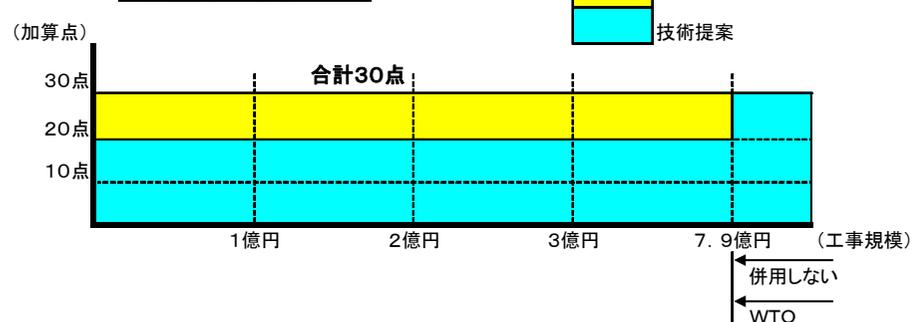
工事規模と加算点の関係



太枠内 はH21.4～改定

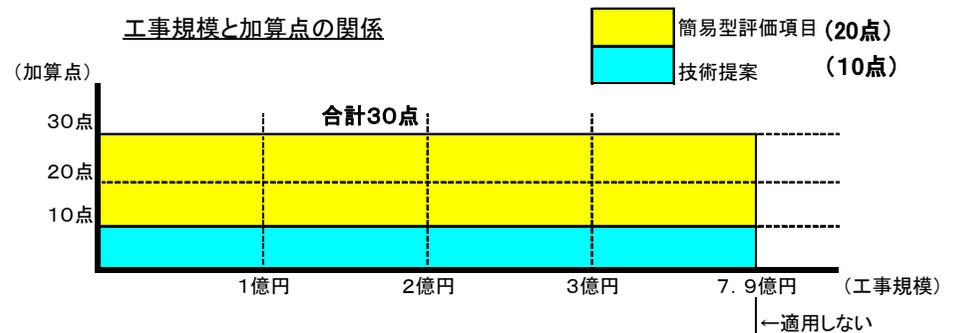
### ●標準型(Ⅰ型)

工事規模と加算点の関係



### 新たに設定

### ●標準型(Ⅱ型)





# 総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

## 【標準型(Ⅰ型)】

評価点、加算点はH20年度の標準型と同じ

H21.4~

No.	業者名	加算点																	施工体制評価点					加算点 + 施工体制 評価点 (D+E)					
		技術提案		技術者評価・企業評価 判定結果															B	C	D	E							
				技術者評価					企業評価																				
		VEに値する提案		配置予定技術者評価			ヒアリング		基本企業評価					その他企業評価					加算点 合計 (A+B)	C	D	E							
		A	CPD			優良品		ヒアリング		基本企業評価					その他企業評価								有/無	(A+B)	C	D	E		
		加算点	5	10	30	10	5	5	5	70	30	10	10	10	10	-30	70	5	5	10	20	90	160	有/無					
1																													
2																													
3																													

「低入札工事に対する評価」を削除(0 ~ -30)

35

## 【標準型(Ⅱ型)】

太枠内 はH21.4~改定

No.	業者名	加算点																	施工体制評価点					加算点 + 施工体制 評価点 (D+E)					
		技術提案		技術者評価・企業評価 判定結果															B	C	D	E							
				技術者評価					企業評価																				
		VEに値する提案		配置予定技術者評価			ヒアリング		基本企業評価					その他企業評価					加算点 合計 (A+B)	C	D	E							
		A	CPD			優良品		ヒアリング		基本企業評価					その他企業評価								有/無	(A+B)	C	D	E		
		加算点	5	10	30	10	5	5	5	70	30	10	10	10	-30	70	5	5	10	20	90	160	有/無						
1																													
2																													
3																													

加算点として「10点」

「低入札工事に対する評価」を削除(0 ~ -30)

# 総合評価方式の加算点の評価要素(技術者の評価)

## ① 技術者の評価

※ H20年度と変更無し

H21.4～

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。(満点55点～70点として評価する。)

※ 簡易型の評価点の例

評価の視点		評価項目	評価点	備考	
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	5	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のユニット数が5年間で50ユニット以上を評価	
		同種・類似の施工経験	10	発注機関、工事規模を評価	
		工事成績	30	工事経験の工事成績を評価	
		優良工事技術者表彰	10	過去3年度間の工事表彰を評価	
	ヒアリング	技術者の専門技術力	(5)		
		当該工事の理解度・取り組み体制	(5)		
		技術者のコミュニケーション力	(5)		
	合計			55(70)	

※ CPD(Continuing Professional Development:継続教育)

# 総合評価方式の加算点の評価要素(企業の評価)

## ② 企業の評価

アンダーライン部 はH21.4～改定

H21.4～

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。(「基本企業評価」の合計評価点がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。)

### ○基本企業評価

※ 簡易型の評価点

評価の視点		評価項目	評価点	備考	
企業評価	基本企業評価	工事成績	30	過去2年度間平均の工事成績を評価	
		工事に係わる表彰	10	過去3年度間の工事表彰を評価	
		技術提案の実績	10	繰り返し良い提案をした実績を評価 (H20. 1. 1～H20. 12. 31のデータ蓄積) →H21年度反映	
		小計	50		
	その他企業評価	地域精通度	地理的条件(近隣実績)	10	
			社会的貢献に係わる表彰	10	過去3年度間の表彰を評価
		地域貢献度	事故及び不誠実な行為等	0～-30	累計する。
			<del>低入札工事に対する評価</del>	<del>0～-30</del>	<del>施工技術の工夫によるコスト縮減等の妥当性が認められない場合は対象となる。累計する。</del>
		社会性	小計	<del>-30</del> ～20	<del>「-60～20」→「-30～20」</del>
	合計		削除	<del>-30</del> ～70	基本企業評価点合計がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は、加算点合計を「0点」とする。

# 工事表彰、社会的貢献に係る表彰等の評価

H20.7～

## ② 企業の評価

※ H20年度と変更無し

### I 工事に係る表彰

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成17年度以降の表彰(工事に限る)	局長表彰の実績有り	10	/10
	事務所長表彰の実績有り	5	
	四国内4県の知事、土木部長、県土整備部長からの表彰の実績有り	3	
	なし又は上記以外	0	

### II 社会貢献に係る表彰

評価項目	評価基準	配点	評価点	
平成17年度以降の社会貢献(災害支援、地域貢献等)に係る表彰	災害支援に係る表彰等	大臣及び局長からの表彰、感謝状の実績有り	10	/10
		事務所長からの表彰、感謝状の実績有り	5	
		四国4県からの表彰、感謝状の実績有り	3	
		四国内の市町村(港湾管理者を含む)からの表彰、感謝状の実績有り	1	
		なし又は上記以外	0	
	地域貢献等に係る表彰等	大臣及び局長からの表彰、感謝状の実績有り	10	
		事務所長からの表彰、感謝状の実績有り	5	
		四国4県からの表彰の実績有り	3	
		四国内の市町村(港湾管理者を含む)からの表彰の実績有り	1	
		なし又は上記以外	0	

# 総合評価方式の加算点の評価要素(企業の評価)

H21.4～

## ③ 企業の評価

### ○その他の企業評価

アンダーライン部 はH21.4～改定

※ 簡易型の評価点

評価の視点		評価項目	評価点	備考
企業 評価	その他企業 評価	地理的条件(営業拠点)	5	
		地理的条件(島内製作工場の有無)	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用
		AS舗装、海上作業船団施工体制	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用
		合計	20	
総合計 = 技術提案評価 + 技術者評価 + 基本企業評価 + その他企業評価			<del>-30</del> ~ <del>180</del>	獲得評価合計点に応じ設定加算点に換算 <u>「-60~240」→「-30~180」</u>

### 評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、あらかじめ定められた**評価基準**に基づき、**評価項目毎**に評価点を与える。(詳細は各工事毎の入札説明書等に記載)

# 総合評価方式の施工体制評価点の評価要素

## ④ 施工体制の評価

※ H20年度と変更無し

H21.4～

施工体制確認型は、標準型及び簡易型に適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。(満点30点)

※ 標準型、簡易型共通

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
合計	◎は必須項目	30	

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

施工体制評価後の加算点(最終) = 開札時の加算点(仮) × (施工体制評価点 ÷ 30点)

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式

技術評価点

入札価格

= 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者

[H18まで]

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10～30点

品質確保の体制  
までは未確認

[H19～]

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 30点 + **施工体制評価点 30点**

入札者の技術力を活かした  
提案への配点を引き上げ  
(H19～**全て30点**)

**品質確保の体制を審査要素と  
して加味(H19～追加)**

- ・品質確保の実効性
- ・施工体制確保の確実性

評価値 = (標準点(100点) + 加算点 + 施工体制評価点) ÷ 入札価格

## 評価点から加算点への換算【現在の方式】

### 加算点への換算 【換算方式その1】 半分相対評価

換算に当たっては、同一工事の競争参加者の間で、**最も高い合計評価点の競争参加者に加算点幅の満点**を付与。その他の競争参加者の加算点は**按分し算定する**。

**(トップ満点方式)**

例えば、○2億円未満の工事で簡易型の場合は、**評価点の総和(=合計評価点)145点と加算点は満点30点とする**。

○評価点の総和がA社130点 B社110点 C社90点 D社70点とする。

○競争参加者の加算点

・A社130点で最も高いため**満点の30点**が付与される。

・B社は $30点 \times 110点 / 130点 = 25.4点$

・C社は $30点 \times 90点 / 130点 = 20.8点$

・D社は $30点 \times 70点 / 130点 = 16.2点$  ※少数第1位(第2位四捨五入)

※**最高**加算点A社と**最低**加算点D社との加算点差は、**13.8点**( $30 - 16.2$ )となる。

# 加算点の考え方

## 四国地方整備局では加算点は標準型、簡易型共に30点

標準型  
(I)

<適用範囲>

- ・1億円未満は適用しない
- ・7.9億円以上は技術提案の評価のみ30点

(20点)

技術提案の評価点

(10点)

技術者及び企業の評価点

標準型  
(II)

<適用範囲>

- ・1億円未満は適用しない
- ・7.9億円以上は技術提案の評価のみ30点

(10点)

技術提案の評価点

(20点)

技術者及び企業の評価点

簡易型

<適用範囲>

- ・1億円未満は簡易型が基本
- ・7.9億円以上には適用しない

(30点)

技術提案、技術者及び企業の評価点

# 落札者の決定方法

「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型」のいずれの総合評価方式においても、総合評価方式による落札者の決定は、以下の方法による。

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、下記により得られる**評価値の最も高い者を落札者とする。**

(2) 評価値

① **入札価格が予定価格以下**であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される**評価値をもって総合評価する。**

**評価値** = (標準点 + 加算点 + [施工体制評価点]) ÷ 入札価格 (単位: 億円)

**= (100点 + 加算点 + [施工体制評価点]) ÷ 入札価格**

**標準点**: 要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

**加算点**: 技術提案に対し評価基準に基づき評価された加算点を与える。

**施工体制評価点**: 品質確保、施工体制の確実性に基づき評価し与える。(30点)

※高度技術提案型には適用しない。

(3) 評価値、基準評価値について

**評価値は、基準評価値を下回らないこと。**

なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、評価値、基準評価値は小数位4位(5位切り捨て)とする。

**基準評価値** = 100点(標準点) ÷ 予定価格(単位: 億円)

(4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

# 落札者の決定事例(施工体制確認型の場合)

- ①入札価格が**予定価格の制限範囲内**であること。
- ②「**最低限の要求要件**」または「**入札説明書等に示された要求案件**」を全て満たしていること。
- ③評価値が、**基準評価値を下回っていない**こと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)+加算点+施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

例えば、○2億円未満で簡易型、加算点は満点30点、施工体制評価点30点、  
予定価格105百万円とする。

○競争参加者の加算点は、

A社満点の30点、B社は18.8点、C社は11.3点、D社は3.0点

○競争参加者の施工体制評価点は、

A社は30点、B社は30点、C社は30点、D社は10点

○競争参加者の応札額は、

A社100百万円、B社100百万円、C社90百万円、D社80百万円

○競争参加者の評価値は、

A社 $= (130.0 + 30) / 1.00 = 160.0000$  (落札率=95%)・・・**落札**

B社 $= (118.8 + 30) / 1.00 = 148.8000$  (落札率=95%)

C社 $= (111.3 + 30) / 0.90 = 157.0000$  (落札率=85%)

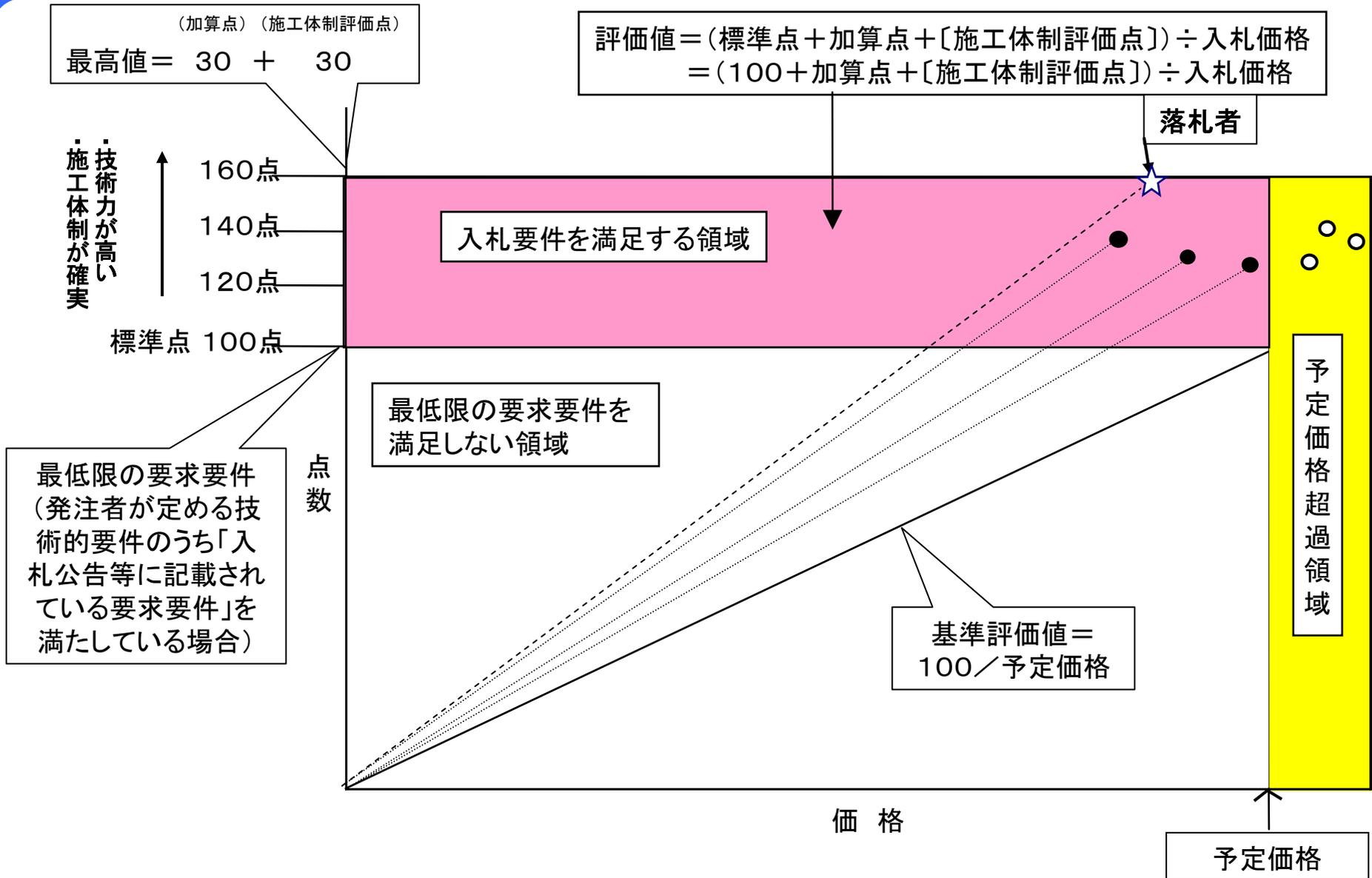
D社 $= (103.0 + 10) / 0.80 = 141.2500$  (落札率=76%)

※少数第4位(5位切り捨て)

○**評価値の最も高いA社が落札者**となる。

○B社は同額であるが**評価値が低い**。

# 簡易型総合評価方式の落札者の決定事例



# 総合評価の履行の担保について

## (1) 履行の担保

落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げる何れかを選択する。

### 1) 工事施工中に技術提案の履行が確認できる場合

#### → 工事の一時中止

提案の履行が確認できるまで施工を中止する。ただし、これに伴う工期延期は行わない。

### 2) 工事が完了しなければ技術提案の履行が確認できない場合

→ 工事成績の減点措置、違約金の徴収とする。

#### ① 工事成績の減点措置

※

工事成績減点値 =  $((A - B) / A) \times (\text{該当項目の加算点} / \text{加算点合計}) \times 10$ 点

A: 入札時の技術提案の評価(加算点)    B: 施工後の実施に対する評価(加算点)

工事成績減点値は少数以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

#### ② 違約金の徴収

違約金 =  $C - C * ((D + E) / (D + F))$

C: 当初入札金額    D: 標準点 = 100点    E: 施工後の実施値における加算点合計

F: 当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

## 総合評価方式実施方針（H21年度版）より抜粋

### 第6 技術提案実績等の企業評価への反映

#### (1) 技術提案実績の反映

各企業の「技術提案の評価」に係る評価点について、1年度間の平均獲得評価点を算定する等により、繰り返し良い提案をした企業に対して基本企業評価において評価点を加点する方式を導入することとし、H18年度よりデータの蓄積を開始し、H19年度より企業評価への反映を行うものとする。なお、この措置は、有効な入札（欠格や入札辞退の場合を除く。）及び低入札価格調査の結果入札無効になった場合を対象とし、また、低価格入札（調査基準価格※以下の全入札）及び高価格入札（予定価格の120%を超える全入札）の場合は技術提案の評価は0点とみなし反映するものとする。この基本企業評価への加点措置は、建設共同企業体とその構成企業の間で連動させないものとする。従って、技術提案者が建設共同企業体の場合は、当該建設企業体のみへの加点とし構成員の企業には反映しないものとする。

※調査基準価格は予定価格の70%から90%の範囲で、「直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費等×0.3」より算定。  
なお、特別なものについては、適宜の割合とする。

## 対象となる条件

- ・有効な入札を行った工事が対象(欠格・辞退は除く): H20.1.1~H20.12.31までに契約した工事の入札(H19.20版実施方針)
- ・**提案回数**が4回以上、**技術提案点数獲得率(平均)**が50%以上に評価点を付与する。

※ 低入札・高入札時の技術点数獲得率は0ポイントとする。

- ・評価点はH21年度へ反映
- ・付与する評価点はHPで公表済み

## 計算例(1)

××建設(株)

※ 対象は、有効な入札を行った工事のみ(無効・辞退は除く)

工事名	技術提案点数 獲得率	入札率 (入札価格/予定価格)	入札率が120%以下でかつ低入札でない?	計算用技術 提案点数 獲得率
平成20年度 ○○工事	66.7%	103.8%	○	66.7%
平成20年度 ○○工事	100.0%	89.5%	○	100.0%
平成20年度 ○○工事	40.0%	95.6%	○	40.0%
平成20年度 ○○工事	85.0%	98.4%	○	85.0%
平均		(291.7% ÷ 4回) = 72.9%		<b>72%</b>

評価点の付与は、下表のように**獲得率を5段階に分けて**、平成20年度より付与する。

獲得率 (%)	50~60 以上 未満	60~70	<b>70~80</b>	80~90	90~100
付与評価点	2点	4点	<b>6点</b>	8点	10点

**付与評価点：6点**

⇒ 対象者は1年毎に見直す予定です。

## 対象となる条件

- ・有効な入札を行った工事が対象(欠格・辞退は除く): H20.1.1~H20.12.31までに契約した工事の入札(H19.20版実施方針)
- ・**提案回数**が4回以上、**技術提案点数獲得率(平均)**が50%以上に評価点を付与する。

※ 低入札・高入札時の技術点数獲得率は0ポイントとする。

- ・評価点はH21年度へ反映
- ・付与する評価点はHPで公表済み

## 計算例(2)

(株)〇〇建設

※ 対象は、有効な入札を行った工事のみ(無効・辞退は除く)

工事名	技術提案点数 獲得率	入札率 (入札価格/予定価格)	入札率が120%以下でかつ低入札でない?	計算用技術 提案点数 獲得率
平成20年度 〇〇工事	66.7%	125.0%	×(高入札)	0.0%
平成20年度 〇〇工事	100.0%	69.5%	×(低入札)	0.0%
平成20年度 〇〇工事	30.0%	95.6%	○	30.0%
平成20年度 〇〇工事	85.0%	98.4%	○	85.0%
平均		(115.0% ÷ 4回) = 28.7%		<b>28%</b>

・低入札(特別な理由がない)の場合、高入札の場合は、**技術提案点数獲得率を0%**として、評価する。

・結果として**全体の平均が、50%未満のためインセンティブは付与しない。**

**付与評価点：0点**

# 業務低入対策について

平成21年11月10日

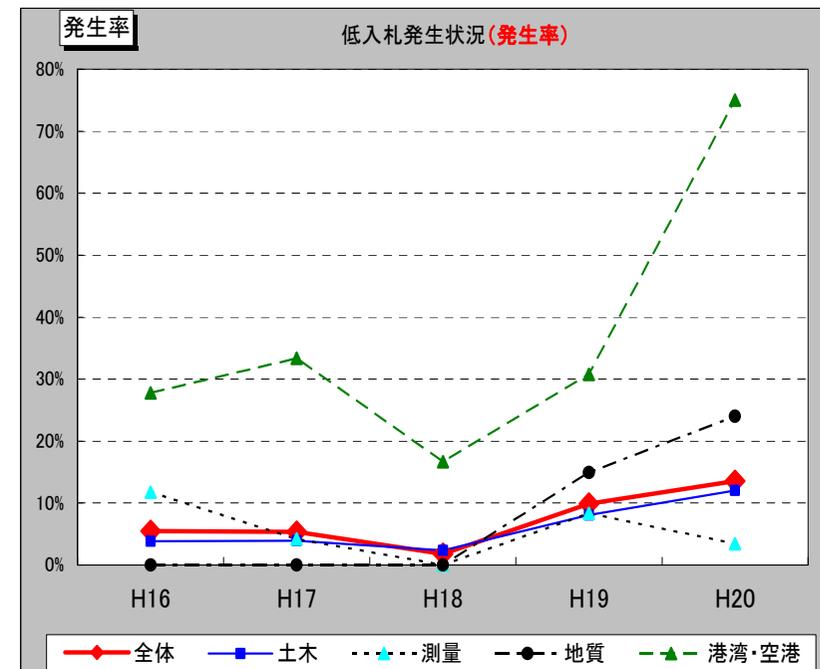
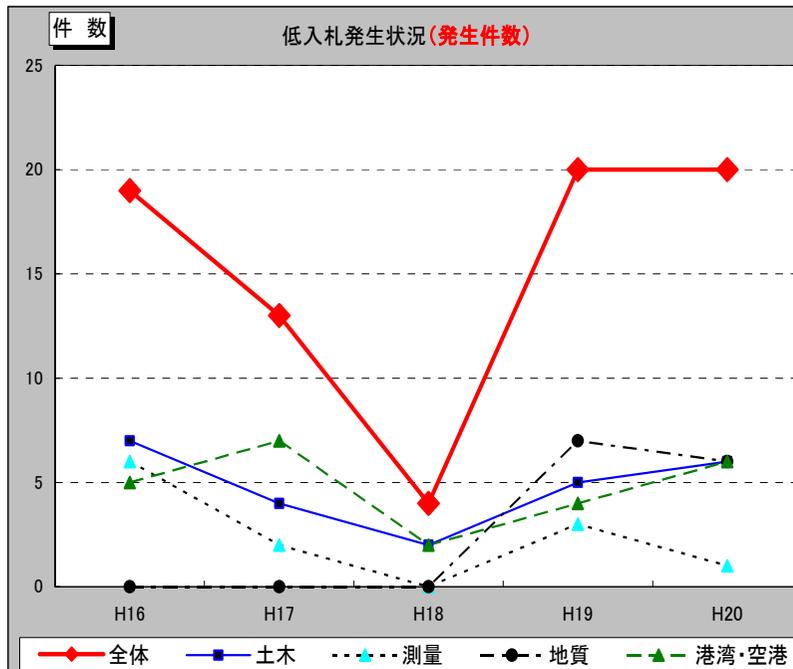
四国地方整備局 企画部 技術管理課

# コンサルタント業務等『業務全体』低入札業務の状況

☆1千万円以上の価格競争入札

H21.3.31日契約済み案件

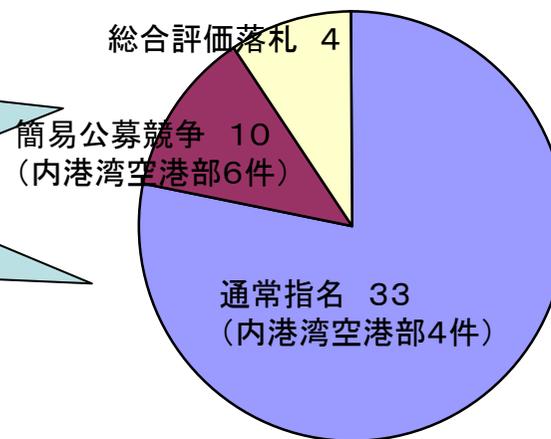
年度	全体			土木			測量			地質			補償			建築			港湾・空港		
	業務 件数	低入 件数	発生率	業務 件数	低入 件数	発生率	業務 件数	低入 件数	発生率	業務 件数	低入 件数	発生率									
H16	348	19	5.5%	183	7	3.8%	51	6	11.8%	48	0		46	0		2	1	50%	18	5	27.8%
H17	243	13	5.3%	102	4	3.9%	48	2	4.2%	32	0		40	0		0	0		21	7	33.3%
H18	222	4	1.8%	85	2	2.4%	33	0		51	0		40	0		1	0		12	2	16.7%
H19	202	20	9.9%	62	5	8.1%	36	3	8.3%	47	7	14.9%	43	0		1	1	100%	13	4	30.8%
H20	148	20	13.5%	50	6	12.0%	29	1	3.4%	25	6	24.0%	35	0		1	1	100%	8	6	75.0%



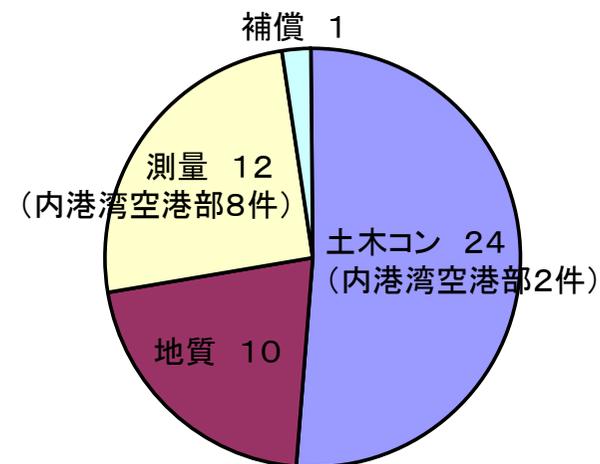
# 平成21年度 コンサルタント業務等低入札業務の状況

平成21年度に入り**10月30日現在**  
7ヶ月で低入札が**47件**発生、  
平成19年度(20件)、平成20年度  
(20件)の低入札発生件数をすでに  
2倍以上、上回っている！

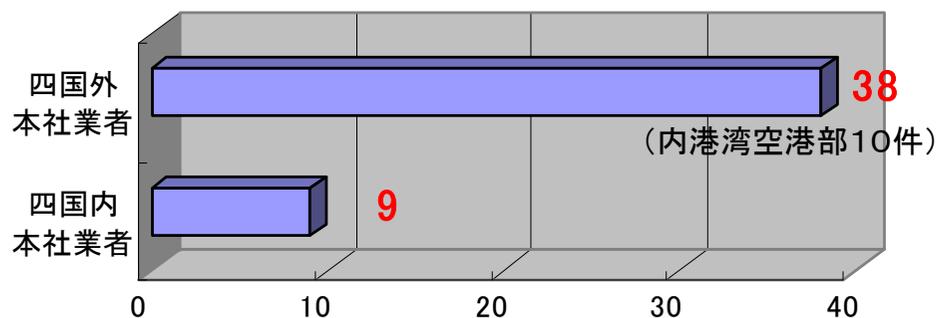
契約方式別



工種別



営業拠点別



# (業務)低入札対策に関する施策メニュー(案)

## 1. 必須措置(予定含む)

- (1) 追加調査の実施 → 四国は実施せず
  - ・ 更なる詳細な入札価格の内訳書にかかる明細書及び技術経費等の内訳書を求める。
- (2) 履行中の監督強化 (H21.1～) → 特記
  - ・ 測量、地質調査業務等の外業の現地履行確認体制の強化。
  - ・ 業務の節目毎に行う照査は、主任技術者又は管理技術者等及び照査技術者により主任調査員等に報告。  
(通常は、主任技術者又は管理技術者等が照査したものを主任調査員等に提出)
- (3) 第三者による妥当性確認の義務づけ (H21.1～) → 特記
  - ・ 内部照査とは別に、設計・測量・地質・補償関係等業務において第三者による妥当性確認を明示。
- (4) TECRISにおける低入札情報の入力 (H21.8～) → 特記
  - ・ 低入札業務の情報を登録することで、情報の把握を行い低入札対策を効率的に実施。
- (5) 配置予定技術者の強化等 (今後予定)
  - ・ 予定管理技術者等の手持ち業務量の制限(2億5件程度)を実施。

## 2. 選択措置

- (1) 低入札業務履行期間中の受注制限 → 四国は実施せず
  - ・ 業務履行期間中の受注を制限。
- (2) 業務実績評価の制限 (H21.1～) → 入札説明書
  - ・ 業務実績が低い場合、業務実績として認めない。
- (3) 優良業務表彰の対象者から除外 (H19業務～)
  - ・ 優良業務表彰の対象から除外。(四国内全体から当該年について除外)

# (業務)低入札対策に関する施策メニュー(案)

## 3. 四国地整独自の取り組み(予定含む)

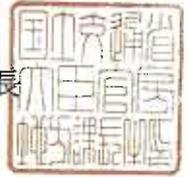
- (1) 業務価格にかかる「見積り参考資料」の通知 (H21.7.1から実施)
  - ・ 事前に入札参加者に、業務見積りによる歩掛り(総人工)を記載した「見積り参考資料」を事前通知。
- (2) 優良業務表彰の対象者から除外 (H20業務～)
  - ・ 1,000万円以下500万円以上の業務についても、落札率70%以下の業務は優良業務表彰の対象から除外。
- (3) 業務実績評価の制限 (今後予定)
  - ・ 業務成績が低い場合(60点を70点に改定)、業務実績として認めない。



国地契第 6 2 号  
 国官技第 3 4 2 号  
 国営計第 1 1 5 号  
 平成 2 1 年 4 月 3 日

四国地方整備局企画部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長



技術調査課長



官庁営繕部計画課長



「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」等の一部改正について

今般、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の一部改正について（平成 21 年 4 月 3 日付け国官会第 2464 号）によって低入札価格調査基準の運用が改正されたことを受け、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 72 号、国官技第 243 号、国営計第 117 号）及び「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 76 号、国官技第 245 号、国営計第 123 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 72 号、国官技第 243 号、国営計第 117 号）の一部を以下のとおり改める。

5（4）②中「60 %」を「70 %」に改める。



2. 「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 76 号、国官技第 245 号、国営計第 123 号）の一部を以下のとおり改める。

記 1（1）の表現場管理費の項中「60 %」を「70 %」に改める。

附 則

この通知は、平成 21 年 4 月 3 日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

改 正 案	現 行
<p>1～4 (略)</p> <p>5. 施工体制評価項目の審査・評価方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる場合に於いて施工体制評価点を加算することにより評価するものとする。さらに、地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のおおそれないおそれがある品質の発生の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については105%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認められる事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加算するものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5. 施工体制評価項目の審査・評価方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる場合に於いて施工体制評価点を加算することにより評価するものとする。さらに、地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のおおそれないおそれがある品質の発生の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については60%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認められる事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加算するものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>

改 正 案	現 行																
<p>記</p> <p>1 特別重点調査の実施対象                      (1) 特別重点調査は、予定価格が1億円以上の工事(港湾空港関係を除く。)において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="582 1153 710 1982"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	75%	70%	70%	30%	<p>記</p> <p>1 特別重点調査の実施対象                      (1) 特別重点調査は、予定価格が1億円以上の工事(港湾空港関係を除く。)において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="582 190 710 1019"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	75%	70%	60%	30%
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等														
75%	70%	70%	30%														
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等														
75%	70%	60%	30%														



国 地 契 第 7 号  
 国 官 技 第 2 1 号  
 国 営 計 第 2 1 号  
 平成 2 1 年 4 月 2 3 日

四国地方整備局企画部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長



技術調査課長



官庁営繕部計画課長



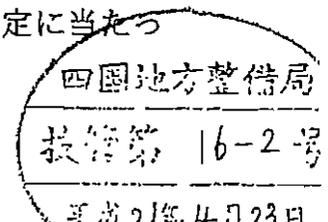
総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について

この度「平成 2 1 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成 2 1 年 4 月 3 日付け国官総第 3 - 2 号、国官会第 2 0 - 3 号、国地契第 1 - 2 号、国官技第 1 - 2 号、国営計第 3 - 2 号)により、平成 2 1 年度予算による事業を早期に実施するため、総合評価方式における提出資料の簡素化等により可能な限り一般競争入札方式等の手続きに要する期間の短縮に努めるよう通知されたところであるが、その実施に係る手続きを下記のとおり定めたので適切に実施されたい。

記

1. 対象工事

「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国地契第 8 3 号、国官技第 1 3 7 号、国営計第 8 5 号)(以下「簡易型手続通達」という。)記 1 の対象工事のうち、比較的小規模で施工計画の工夫の余地が小さいため、施工計画の提出を求めずに、同種・類似工事の施工実績や工事成績評定点等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事は原則として本通知の対象工事とする。なお、対象工事の選定に当たつ



ては、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）等に基づき入札保証金を納めさせることとされる工事を除くとともに、同種・類似工事の施工実績のない企業の受注機会の確保に配慮するものとする。

## 2. 評価項目

簡易型手続通達記2の規定にかかわらず、「簡易な施工計画」の提出を原則として求めないこととし、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号の別添）を参照して簡易な施工計画以外の適切な評価項目を設定するものとする。なお、簡易型総合評価落札方式において簡易な施工計画に配分していた評価点については、「企業の施工能力」等に適切に配分するものとする。

## 3. 入札手続期間

総合評価落札方式による場合の手続に係る日数については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）の別紙、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号）の別紙1及び「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」3-3（3）において標準的日数を示しているところであるが、本通知を適用する工事については、これらの標準的日数にかかわらず、入札公告等から申請書及び資料の提出期限までの日数、申請書及び資料の提出期限から競争参加資格の確認結果の通知までの日数、並びに競争参加資格の確認結果の通知から入札誓の提出期限までの日数を、それぞれ原則として7日（土曜日、日曜日、祝日等を含む。）とする。

## 4. 留意事項

- (1) 本通知を工事希望型競争入札方式で実施する工事に適用する場合は、「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号）記4（1）③に規定する「当該工事に係る簡易な施工計画」の提出を原則として求めないものとする。
- (2) 本通知に記載のない事項については、簡易型手続通達が適用されるものであること。

## 附則

本通知は、平成21年4月23日以降に入札手続を開始する工事から適用する。



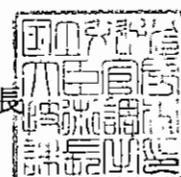
国地契第13-2号  
 国官技第86-4号  
 国営計第45-2号  
 平成21年8月3日

四国地方整備局企画部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長



技術調査課長



官庁営繕部計画課長



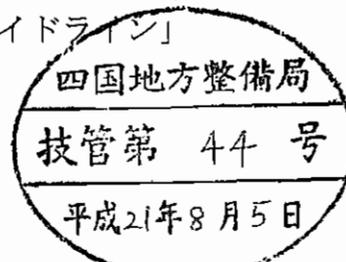
地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について

公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、「平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について」（平成21年6月23日付け国官総第93-2号、国官会第465-2号、国地契第13号、国官技第86-3号、国営計第45号）記2において、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社（以下「下請企業等」という。）の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することができると通知したところであるが、その具体的な方法を下記のとおり定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

- (1) 「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」



(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事のうち、高度技術提案型総合評価方式を適用する工事及び「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」(平成21年4月23日付け国地契第7号、国官技第21号、国営計第21号)の対象工事を除いたものにおいて試行することとする。

- (2) 対象工事については、入札参加者だけではなく下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等も評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

## 2 評価項目及び評価基準

標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価項目を少なくとも1つ以上設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号)の別添中3-4の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価基準の設定にあたっては、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等を、入札参加者のそれよりも優位に評価しないよう留意すること。

## 3 その他

本対象工事においては、あくまでも入札参加者について、どのような下請企業等を活用しようとしているかについて審査及び評価するものであって、下請企業等を直接評価するものではない。従って、当然ながら発注者と下請企業等との間に直接の契約関係を発生させるものではなく、下請企業等の選定や、下請企業等が分担する工事の施工等については、落札者の責任において行われるものであることに留意すること。

## 附 則

この通知は、平成21年8月3日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

## 「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。

- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(四国地方公共工事発注者支援技術者登録)

第8条 「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録については、協議会会長が決定し登録を行う。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。

## 第 4 条関係（委員）

（1）会 長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委 員：国土交通省 四国地方整備局 次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

最高裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部 次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

## 第6条関係（幹事）

（1）幹事長： 国土交通省四国地方整備局 企画部長

（2）幹 事： 国土交通省 四国地方整備局 地方事業評価管理官

企画部 技術調整管理官

企画部 技術開発調整官

総務部 契約管理官

建政部 建設産業調整官

都市調整官

河川部 河川調査官

道路部 地域道路調整官

港湾空港部 事業計画官

営繕部 営繕調査官

農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部 治山課長

環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長

最高裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長

財務省 四国財務局 総務部 会計課長

財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官

徳島県 県土整備部副部長

農林水産部農山村政策局農山村整備課長

香川県 土木部次長

農政水産部土地改良課長

愛媛県 土木部技術監

農林水産部農業振興局農地整備課長

高知県 土木部建設検査長

農業振興部農業基盤課長

市町村 担当部課長等

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

## 【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局

第五管区海上保安本部

警察庁 四国管区警察局

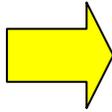
経済産業省 四国経済産業局

（独）水資源機構

# 四国地方公共工事項品質確保推進協議会

公共工事項品質確保促進連絡会議

- <設立> 平成17年1月
- <メンバー> 整備局、4県、4市
- <目的> 発注者技術力の向上策、支援策について研究及び検討



## 平成17年4月1日 「公共工事項品質確保の促進に関する法律」

四国地方公共工事項品質確保推進協議会

- <設立> 平成18年7月12日
- <メンバー> 整備局、4県、4市
- <目的> 協力的体制の強化、情報交換による連携  
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等

H18 協議会

- <開催> 平成18年11月13日
- <メンバー> 整備局、4県、57市町村(出席46市町村約100名) ※協議会后84市町村が賛同

H19 協議会

- <開催> 平成19年7月18日
- <メンバー> 整備局、4県、96市町村(出席84市町村約150名)
- <議題> ・補助事業については各市町村1件の総合評価方式を試行すること了承。  
・発注者支援技術者213名追加(1,418名)

H20第1回幹事会

- <開催> 平成20年7月31日
- <メンバー> 整備局、4県、95市町村(出席65市町村約100名)
- <議題> ・全市町村で総合評価方式を試行すること了承。  
・発注者支援技術者187名追加(1,605名)  
・発注者協議会として他省庁等の参画追加の拡充について 等

H20 協議会

- <開催> 平成20年10月24日
- <メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席77機関約130名)
- <議題> ・他省庁、特殊法人等の参画を追加し協議会を拡充  
・全市町村で総合評価方式を試行すること了承。  
・公共工事項品質確保に関する当面の対策について(H20.3.28申合せ) 等

